

# 市民提案型まちづくり推進事業 Q&A

## 1 事業の概要

### Q1 この事業の趣旨はどのようなものですか？

A 私たちの住む地域や社会には、さまざまな課題があります。そのような中で、個人の抱える問題ではなく、地域や社会に共通する課題の解決、市民生活の向上等につながる公益的な取り組みを、市民（団体等）に柔軟な発想で主体的に実施していただき、その取り組み対して市が支援することにより、協働でよりよいまちづくりを推進することを目的としています。

### Q2 市民提案型とはどういう意味ですか？

A 市民（団体等）が自ら認識する公共的課題の解決に向けた事業を企画・提案することです。今年度は、市（行政）が設定するテーマに対し、市民（団体等）がその解決策を企画・提案する事業も実施します。

## 2 補助対象者について

### Q3 法人格を有していないと申請できませんか？

A 問題ありません。法人格の有無にかかわらず、NPO法人、ボランティア団体、自治会等の任意団体でも申請できます。

### Q4 個人でも申請できますか？

A 事業を確実に実施するため、対象は満18歳以上の者を1名以上含む、5人以上で構成される団体とします。

### Q5 企業でも申請できますか？

A 営利目的にならないなら可能ですが、企業の宣伝目的とみなされる場合には、ご遠慮いただくこととなります。

### Q6 これから団体を立ち上げる場合は可能ですか。

A 可能ですが、本事業終了後も継続的・組織的に活動を行っていくことが条件となります。

### Q7 団体の会員が吉野川市民である必要がありますか？

A 必ずしも市民である必要はありませんが、吉野川市での活動をしていただく必要があるため、条件として「吉野川市内に事務所又は活動拠点を有し、市内で活動する団体（政治団体、宗教団体は除く。任意団体は含む。）」であることとしています。

## 3 補助対象事業について

### Q8 どのような活動が対象になりますか？

A 地域や社会に共通する課題の解決、市民生活の向上等につながる公益的な取り組みであれば内容は問いません。自由な発想で提案してください。

**Q9 すでに実施している事業は対象になりますか？**

A これまでの実施状況を踏まえ、事業のブラッシュアップや協働による効果が期待できる新たな取り組みの追加等があれば対象になります。

**Q10 他の補助金等の助成を受けている事業は対象になりますか？**

A 対象外とします。（受ける予定も含みます。）

**Q11 複数年度にまたがる事業は対象になりますか？**

A 当該補助金は事業の立ち上げに係る経費に対しての助成を想定していますが、活動自体は一過性のものでなく、3年以上は継続してください。

**Q12 収入が出るような事業は対象外になりますか？**

A 必ずしも対象外というわけではなく、収入を団体の利益にするのではなく、事業継続のための事業費にする等、事業に還元する仕組みであれば対象になります。

**4 補助対象経費等について**

**Q13 どのような経費が補助対象になりますか？**

A 事業の立ち上げに必要な直接的経費を対象とします。このため、家賃、光熱水費、人件費等の団体の運営に関する経費や、飲食代や交通費等も対象外とします。ご不明な点があれば事前にご相談ください。

**Q14 補助金はどのタイミングでいただけますか？**

A 基本的に事業を実施し、実績報告書を提出していただいてからになりますが、交付申請のタイミングで概算払いも可能です。ただし、その場合は精算が必要になります。

**Q15 事業途中で団体の都合により継続が困難になった場合、補助金はどうなりますか？**

A 理由によりますが、原則としてそれまでにかかった経費は団体で負担していただきます。また、概算払いで補助金を受け取っている場合は、全額を返還していただきます。

**Q16 補助金は使い切った方がいいですか？**

A 不要となった補助金は使い切らずに精算してください。なお、交付申請の内容と異なった用途で使った場合、補助対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

**Q17 事業実施に向けあらかじめ購入していた物品等は補助の対象になりますか？**

A 補助金交付決定日以前に支払った経費については、対象外となります。

**Q18 申請内容が変われば連続で毎年申請することも可能ですか？**

A 補助金の交付は、1年度1対象者につき1回ですが、計画的に毎年度申請していただいても結構です。ただし、広く多くの団体の提案機会を創出するという観点から同じ団体に偏らないよう配慮は行います。また、前年と同事業での申請ではなく、別事業や前年度事業をブラッシュアップした内容での提案をお願いします。

### **Q19 物品の購入等は吉野川市内の業者に依頼する必要がありますか？**

A 地元経済活性化の観点からそうしていただくことは望ましいですが、必ず限定するものではありませんので、商品の性質上、市外の業者やインターネットでの購入でも構いません。ただし、実績報告の際に領収書等の提出が必要となるため、インターネットの場合は領収書や、その宛名について提出する書類をご用意できるか十分ご確認の上購入してください。

### **Q20 補助を受け物品を購入後、都合により売却してもいいのでしょうか？**

A 吉野川市補助金交付規則第18条には、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産とその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて指定するもの」と規定されており、基本的には補助金の返還をせずに耐用年数内の売却等を行うことは認めていません。

## **5 応募・審査について**

### **Q21 エントリーシートにはどの程度の内容を記載したらいいですか？**

A 事前審査、審査委員会をスムーズに進めるため、できるだけ具体的に記載し、資料も添付してください。

### **Q22 同じ団体で複数の事業の提案をすることはできますか？**

A できるだけ多くの団体の機会を創出するため、1年度につき1団体1事業とします。

### **Q23 応募時点で物品等の金額が確定していないのですがどうすればいいですか？**

A あらかじめ見積書等をもって積算根拠を記載していただく必要があります。できるだけ詳細に積算をしてください。

### **Q24 応募書類の提出は郵送やメールでもかまいませんか？**

A 問題ありませんが、提出書類の内容でこちらから問い合わせる場合がありますので、ご担当される方の連絡先をご記載ください。

## Q25 審査委員会ではどのようなことをするのですか？

A 委員は有識者や市の職員で構成しており、応募者の方にプレゼンテーションをしていただきます。それに対して、各委員から質問や意見が出ますので対応していただきます。その後、審査委員会で補助の可否、内容の審査等を行い最終的に決定します。このため、当初の応募内容から変更が発生する可能性もありますのでご了承ください。

## Q26 採択されなかった場合、次年度に同じ提案をしてもいいですか？

A 可能ですが、全く同じ提案ではなく、前年度に審査委員会で指摘された部分を改善したり、内容をブラッシュアップしたものでの提案をお願いします。

## Q27 応募後のスケジュールはどのような流れですか？

A 6月末まで募集し、7月末頃に審査委員会を開催予定です。その後審査結果を8月に通知して、採択された団体に関しては8月中に交付申請を行っていただき、交付決定の後、事業に着手していただきます。補助事業終了後は3月末に実績報告書を提出していただき、補助金の精算または支払いとなります。

## 6 事業の実施について

### Q28 途中で事業内容に変更が必要になった場合はどうしたらいいですか？

A 補助金交付変更申請書の提出が必要な場合がありますので、事前に市民生活課 生活あんしん係へご相談ください。

### Q29 補助対象事業費の中で科目間の流用は可能ですか？

A 予算内での少額の流用は可能ですが、元々予定していなかった物品等の購入や計画自体の変更等は、変更申請書の提出が必要になる場合がありますので、事前に市民生活課 生活あんしん係へご相談ください。

## 7 その他

### Q30 補助事業終了後に市に対してすることはありますか？

A 事業の継続状況等を確認させていただくことがありますので御協力ください。また、活動に関しての相談にも乗りますのでお気軽にご連絡ください。

### Q31 活動状況の公開や報告は必要でしょうか？

A 活動のモチベーションを保つためにも事業成果等について積極的に公開をお願いします。実績報告は、市のホームページで紹介もさせていただく予定です。また、補助を受けた次の年度の審査委員会で活動の報告をしていただくこともありますのでよろしくをお願いします。